合意書

青森	除保健生活協同組合の病院及び診療所と(保険薬局名称)	は、
院外	ト処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用におい	ハて
1+	患者は不利益を被こないように、十分な説明のよ <u>今</u> 音を得てかこ行うまのとする	

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」(別紙①)に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考:薬剤師法第 23 条)

- i. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
- ii. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣 医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
- 2. 運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する。

3. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住所: 〒030-0847 青森市東大野 2 丁目 9-2

名称: 青森保健生活協同組合

代表者 : 理事長 相馬 裕 印

20 年 月 日

住所:

保険薬局名称:

代表者: 管理薬剤師 印